



平成 26 年 6 月 27 日

各 位

| | |
|-------------|----------------------|
| 会 社 名 | 株式会社アプラスフィナンシャル |
| 代 表 者 名 | 代表取締役社長 野口 郷司 |
| (コード番号) | 8589 東証第一部) |
| 東 京 本 部 | 東京都新宿区新小川町 4 番 1 号 |
| 問 合 せ 責 任 者 | 執行役員 磯野 浩伸 企業戦略部長 |

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社新生銀行（以下：新生銀行）および新生フィナンシャル株式会社（以下：新生フィナンシャル）について、支配株主等に関する事項は以下のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 商 号 | 属性 | 親会社等の議決権所有割合 (%) | | | 親会社等が発行する株券が上場されている金融商品取引所等 |
|---------------|-----|------------------|--------|--------|-----------------------------|
| | | 直接所有分 | 間接所有分 | 計 | |
| 新生フィナンシャル株式会社 | 親会社 | 91.49% | 0% | 91.49% | — |
| 株式会社新生銀行 | 親会社 | 3.55% | 91.49% | 95.05% | 株式会社東京証券取引所 |

(注) 新生銀行は、新生フィナンシャルの発行済普通株式数の 99.8%を所有する親会社であります。上記議決権の所有割合については、優先株式を含む全ての当社発行株式について記載しております。
 新生銀行の上記議決権比率のうち直接所有割合 (3.55%) は、平成 25 年 3 月期に係る配当がなかったため、第一回 B 種優先株式、D 種優先株式、G 種優先株式および H 種優先株式に対して、定款規定により議決権が発生したものであります。

2. 親会社のうち、当社に与える影響がもっとも大きいと認められる会社の商号または名称およびその理由

会社の商号： 株式会社新生銀行

理 由： 最終的な影響力を行使する立場にあり、企業グループとしての方向性を決定できる資本上位会社であるため

3. 非上場の親会社等に関する会社情報の適時開示の免除の理由

当社の普通株式を直接保有する新生フィナンシャルは非上場会社ではありますが、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社は資本上位会社である新生銀行であり、同行が適時開示を実施していることから、当社が親会社等に関する会社情報の適時開示を実施することは不要と考えております。

4. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社は、新生銀行を中心とする企業グループの一員であり、当社の親会社である新生銀行は、当社グループを同行グループにおける消費者向けファイナンスの主要な子会社グループとして位置付けております。

当社グループでは、新生銀行グループにおいて顧客基盤を強化し、シナジーを高めるための協力関係を保つ観点から、平成 26 年 3 月末日時点で当社役員 3 名が新生銀行および新生フィナンシャルの役員等を兼務しており、アプラスが新生銀行から 6 名の出向者を従業員として受け入れております。

資本関係につきましては、当社子会社の全日信販株式会社が、新生フィナンシャルの発行済普通株式の 0.2%を保有しております。

(当社役員の兼職状況)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 役職 | 氏名 | 親会社又はそのグループ企業での主な役職 | 就任理由 |
|-----|-----------|--|-------------------------------------|
| 取締役 | サンジープ グプタ | 株式会社新生銀行専務執行役員 個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役会長 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 | 重要事項の審議、業務執行の監督および新生銀行との業務上の連携強化のため |
| 取締役 | 山下 雅史 | 株式会社新生銀行常務執行役員 個人部門副部門長 コンシューマーファイナンス本部長 新生フィナンシャル株式会社取締役 シンキ株式会社取締役 新生プロパティファイナンス株式会社取締役 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 | 重要事項の審議、業務執行の監督および新生銀行との業務上の連携強化のため |
| 監査役 | 宇都宮 加城 | 株式会社新生銀行法務・コンプライアンス統轄部業務推進役 株式会社アプラス監査役 | 専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等による監査体制強化のため |

(注) 平成 26 年 3 月 31 日現在の取締役 5 名、監査役 4 名のうち親会社との兼任役員は上記 3 名

(出向者の受入れ状況：連結)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 部署名 | 人数 | 出向元の親会社等又はその企業グループ企業名 | 出向者受入れ理由 |
|-------------|-----|-----------------------|-------------------|
| 新生グループ営業推進部 | 1 名 | 株式会社新生銀行 | 株式会社新生銀行との連携強化のため |
| カード事業部 | 1 名 | 株式会社新生銀行 | カード事業強化のため |
| システム企画部 | 4 名 | 株式会社新生銀行 | IT 部門強化のため |

(注) 平成 26 年 3 月 31 日現在の連結従業員数は 1,328 名 (嘱託・臨時雇人等を除く)

5. 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方および独立性の確保の状況

当社の親会社である新生銀行は、当社議決権の 95.05%を所有しておりますが、事業活動を行う上での承認事項などはありません。ただし、同行は銀行法に基づく普通銀行であるため、その子会社が銀行法で制約されている事業について、今後の事業展開上の制約を受ける場合があります。

また、当社グループは、効率的な事業運営を行うため、親会社の企業グループと一定の協力関係を構築しております。本年 3 月末日時点における当社取締役 5 名のうち、2 名は親会社との取締役を兼任しており、親会社の方針等が当社の経営方針の決定等について、影響を及ぼしうる状況にあります。

当社の親会社である新生フィナンシャルは、当社の事業の一部と類似した事業を営んでおりますが、営業基盤が異なる等の理由から当社グループの自由な事業活動を阻害される状況にないと考えております。

以上により、親会社兼任取締役の就任状況は独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、親会社の企業グループとの事業の棲分けがなされていることから、親会社から一定の独立性が確保されていると認識しております。

6. 親会社等との取引に関する事項 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(1) 当社と関連当事者との取引

当該事項はありません。

(2) 当社の連結子会社と関連当事者との取引

①当社の親会社

当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権の被 所有割合 (%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---------|------------|--------------|-----------|----------------------|-------------------|------------|--------------|---------------|-----------------------|---------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 事業上の 関係 | | | | |
| 親会社 | (株)新生銀行 | 東京都 中央区 | 512,204 | 銀行業 | 100.0 (100.0) | — | 預金の預入 | 資金の借入 | 2,389,232 | 短期借入金 | 110,500 |
| | | | | | | | 資金の借入 | 資金の返済 | 2,421,598 | 1年内返済 予定の長期 借入金 | 17,666 |
| | | | | | | | | 信託受益権 の売却 | 130,000 | 長期借入金 | 633 |
| | | | | | | | | | | | |

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の借入については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供しておりません。

信託受益権の売却については、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております。

②当社と同一の親会社をもつ会社等および当社のその他の関係会社の子会社等

当該事項はありません。

③その他

当該事項はありません。

7. 親会社との取引等を行う際における少数株主保護の方策の履行状況

当社は、経営の意思決定の中枢機関を取締役会と位置付け、事業運営や資金調達、投資判断などの経営課題について独自の経営判断を行っており、親会社との取引等において少数株主に重要な影響を及ぼす可能性がある場合、取締役会において適正に審議した上で承認がなされる体制にあります。

以 上

本件に関する報道機関からの問い合わせ先
企業戦略部 TEL 03-5229-3986 金崎